

奈良県告示第五十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和四年五月二十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
岩倉 篤	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	心臓血管外科 （心臓機能障 害）	令和四年三 月三十一日
大橋 啓一	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	眼科（視覚障 害）	令和四年三 月三十一日